

# 令和7年度 八代市立日奈久中学校部活動方針

## 1 目的

- (1) 部活動は、学校教育の重要な場であり、学校教育活動の一環として計画の中に位置づける。心身の調和的発達を求める場として、教育的意義は高く、生徒に感謝、協力、責任、礼儀、寛容、忍耐等の望ましい態度・習慣を育成し、精神の涵養を目指す。
- (2) 青年期の基本的欲求の充足を図り、自主自発的に余暇を有効に利用し、心身の鍛錬を図る。
- (3) 日奈久中学校生徒としての自覚を持たせ、母校愛に燃えた実践力のある生徒を育成する。
- (4) 個に応じた指導の工夫を図り、個性の伸長と好ましい人間関係や社会性の育成を目指し、生徒にとって豊かで充実した学校生活となるようにする。

## 2 指導の方針

- (1) 指導にあたっては、校長を中心に体育主任、顧問（部担当教師）、外部指導者、学級担任、その他の職員が連絡を密にし、生徒の実態等を踏まえ共通理解を図る。また、保護者とも緊密な連携を図る。
- (2) 時間を有効に使った練習を行い、部員間の人間関係の実態を十分に把握し、健全な活動を推進する。また、中学生らしい礼儀やマナーを指導し、規則正しい生活を送らせる。
- (3) 部活動を通して学んだことを学級・学校及び地域社会において活かせるように指導するとともに、厳しい練習で得た精神力を学習にも生かし、部活動と学習の両立が図れるように働きかける。

## 3 顧問（指導者等）

各部の顧問は、本校の教職員をもって充てる。また、校長は、教職員以外に指導者を求める場合には、指導が生徒に与える影響の大きいことを踏まえ、教育に対しての理解と指導者としての識見を備えた人を校長が委嘱する。ただし、不適切な指導等が見られた場合は、年度途中においても委嘱を取り消すことができる。

The diagram shows a flow from 'Principal' to 'Guidance Meeting' (顧問会), and then to the 'Departmental Activities' table.

部活名	顧問（担当教師）
野球	磯田 吉岡 坂本 日野本
卓球	矢野 木本 村岡 久保 松尾 コーチ
サッカー（休部） 好ソフトテニス（休部）	

※中体連関係などの活動は、別途計画する。

## 4 経費

- (1) 育成会費の納入について
  - ア 会費は、全学年とも年間11,000円を納入する。納入は、一括納入か、分割納入（4月：4,000円、5月：4,000円、6月：3,000円）のどちらかで行う。途中で退部しても会費の払い戻しはしない。
  - イ 4月以降（入部届け提出締切後）に入部する場合、育成会費の納入は、入部した月日から発生する。その場合、年間11,000円を月割して、納入する金額を提示する。

### (2) 後援会費について

- ア 最初に徴収した育成会費のみで運営ができない部活動については、必要に応じて後援会費を徴収することができる。
- イ 金額については、顧問と保護者とが協議して決定する。
- ウ 徴収の方法については、各部で保護者と協議した方法で行う。

## 5 練習

### (1) 練習日

大会などの特別な時期を除き、原則として週に1日以上、休日に部活動休みの日を設けるようにする。また、平日に1日は休みを設け、心身をリフレッシュする機会とする。

## (2) 練習時間

- ア 学校生活の中での活動であることを考慮し、種目によって多少の差は考えられるが、1日2時間程度が適当であり、日没を考慮する。休日に活動する場合は、長時間になりすぎないように留意し、3時間程度に留める。(試合については、この限りではない。)
- イ 記録会、公式試合等の前に強化練習のため早朝練習をする場合には、生徒の健康に支障がない限り、職員会に諮り、校長の承認を得て行うことができる。(ただし、7:00~8:00までの間とする。)

時期	4月 ～ 7月	夏休み	9月	10月	11月 ～ 1月	2月	3月
下校完了時刻	18:30	16:30	18:30	18:00	17:30	18:00	18:30

## (3) その他

- ア 定期考査(中間・期末)期間中の練習について
- (ア) 定期テスト期間中は、3日前から原則として練習をしない。(朝練習を含む)最終日のテスト終了後の練習から認める。
- (イ) テスト最終日より数えて7日以内に公式戦がある場合は、学習や健康に支障がない限りにおいて、職員会に諮り、校長が承認及び保護者が承諾すれば練習を行ってよい。ただし、準備時間から下校完了までの時間を含め60分以内とする。
- イ 休日に活動を行った場合は、生徒の健康に留意し、練習量の軽減等の対応を顧問の判断で行う。
- ウ 学校外で行う練習(練習試合含む)及び大会等の参加は、保護者の承諾を得て行う。
- エ 学年末から学年始にかけて、職員の異動などにより顧問が不在の場合、部活動主任および他の部の顧問が対処し、校長が承認した場合に行うことができる。

## 6 入部の方法

入部については、本人の目的・能力・体力・性格・素質などをよく熟考して保護者の了解のもと入部する。入部の際は、先に入部申込書を提出する。育成会費については、後日徴収する。

## 7 退部の方法

退部については、本人が熟考のうえ、保護者と相談し、理由を明確にして決める。その際、顧問・担任に連絡した後、退部届けを提出して許可を得る。ただし、退部する場合、納入した育成会費は返却しない。

## 8 転部の方法

転部については、退部同様理由を明確にし、両部の顧問の承諾を得て、担任に連絡して、退部届けを提出後、転部する部に入部届けを提出する。転部する場合の育成会費の配分は、転部した時期などを考慮し、関係する部活動間で話し合って決める。

## 9 その他

部活動について諸問題が生じた場合は、その都度、顧問会・職員会議で協議し、校長が決定する。各月の活動計画は、前月末までに校長の承諾を得たものを配布する。出場する公式試合や練習試合の数を含め「はばたけ、八代っ子～中学校部活動の指針」を遵守する。今後の部活動存続については、毎年状況を見て検討する。

※「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」参照(スポーツ庁 平成30年3月)

※「運動部活動の在り方に関する方針」参照(熊本県教育委員会 平成30年4月10日)

※「はばたけ、八代っ子～中学校部活動の指針」参照(八代市・氷川町教育委員会 平成30年8月)